平成２２年（フ）第７１号
茨城県取手市本郷１丁目11番19号
債務者　髙野　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
茨城県取手市本郷１丁目11番19号
債務者　髙野　君子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
茨城県龍ヶ崎市小柴４丁目１番地２　10棟206号室
債務者　吉原　道夫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８号
茨城県取手市戸頭３丁目34番10―504号
債務者　三島修一郎
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
茨城県取手市井野団地１番24―501号
債務者　中嶋　進
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
茨城県取手市寺田5058番地１
債務者　高橋　利一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
茨城県稲敷郡河内町下加納444番地60
債務者　工藤　毅
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
群馬県みどり市大間々町大間々1450番地２
債務者　石川　秋雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３９号
愛媛県南宇和郡愛南町中浦1188番地
債務者　中西　光男
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４５号
愛媛県西予市宇和町卯之町４丁目384番地
債務者　横山　義之
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第４９号
愛媛県宇和島市寄松甲467番地３
債務者　渡邊　計雄
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５０号
愛媛県宇和島市寄松甲467番地３
債務者　渡邊　公子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第５２号
愛媛県宇和島市大浦甲157番地
債務者　大塚　正人
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９１号
長崎県長崎市田上３丁目14番22号
債務者　山田　茂
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
熊本県菊池市隈府295番地３　わらびＧＨ・ＣＨ　おれんじ
債務者　村上　哲
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
大分市大字下郡1721番地の30市営１Ａ２―79
債務者　財前　有岐
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９号
大分県豊後高田市玉津300番地１
債務者　土谷　宮子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係